



～あなたも民商の共済会に～
 会員・配偶者は無条件で加入可
 同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円

見舞金・祝金

村上民商ニュース①

2024/1/15

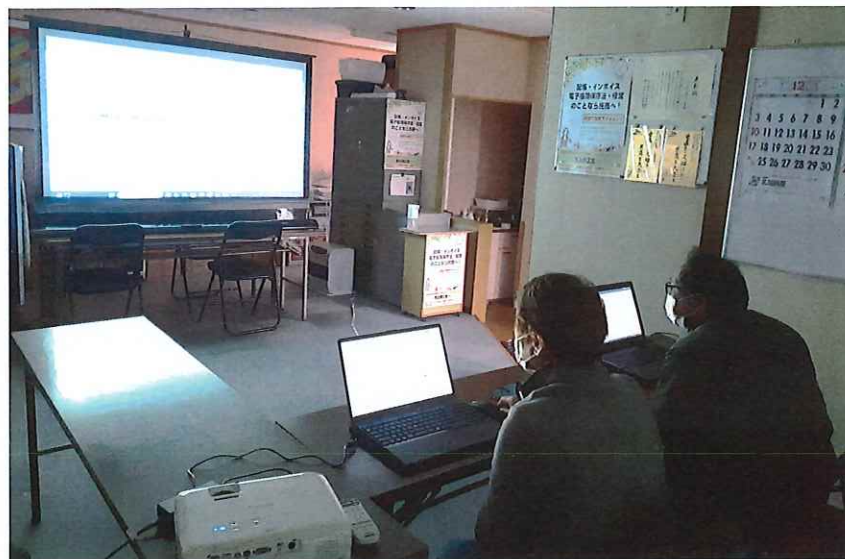
NO.544 村上市仲間町334

村上民主商工会

☎75-5272 FAX62-7392

エクセル・ワード学習会 開催

12月20日、2名が参加しエクセル・ワード学習会を開催しました。はじめに、初級編の動画チューブをスクリーンに映し視聴しました。「文章や表をつくりたい」「自動計算を設定したい」など、参加者の希望に沿って、持参したパソコン上で説明しながら操作してもらい「パソコンに触れて少しずつ覚えていこうと思う」と前向きに話していました。



年末調整学習会 開催

12月26日、4名が参加し年末調整学習会を開催しました。年末調整のやり方を実際に記入しながら全体の流れを覚えていきましよう。と、年末調整の仕組みを学習しました。「子供、配偶者はいくらまでだと扶養になるのか」「所得が48万円を超えるとどうなるのか」など参加者からは疑問点がたくさん挙げられました。

「年末調整は一年に一回だからなかなか覚えられない。また分からなところはない」と話していただきました。



年末調整 相談会

日時 1月15日(月)

午後2時から

会場 民商事務所

持ち物 一年間の給与総額、生命保険料・地震保険料・社会保険料等の控除証明書、市や村・税務署から届いている書類など



令和5年分の年末調整

役員・従業員への給与支払事業所は、年末調整が必要です。給与の支払を受ける一人一人について、毎月の給与や賞与などから源泉徴収をしている税額と、本年分の給与の総額について納めなければならない税額を比べて、過不足額を精算する手続きです。

◆税額の納付期限は、納期の特例の承認を受けている場合、1月22日(月)までです。

◆税務署、市や村に提出する給与関係の書類提出期限は、1月31日(水)までです。

労働保険料の納期限

第3期分の口座振替は1月31日(水)

過払い金の相談も受付しています

1月の無料法律相談

日時 1月16日(火)

午前10時30分

会場 村上民商事務所

弁護士 新潟中央法律事務所

小淵真理子弁護士

※相談受付締め切り 1月12日(金)

☆相談希望の方は、必ず事前に電話で予約を。
 ☆緊急の相談は新潟市の同法律事務所です。
 事務局まで連絡を。



～あなたも民商の共済会に～
 会員・配偶者は無条件で加入可
 同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円

見舞金・祝金

村上民商ニュース②

2024/1/15

NO.544 村上市仲間町334

村上民主商工会

☎75-5272 FAX62-7392

青旗開き(新年会)ご案内

日時 1月28日(日) 午後5時から

会場 居酒屋スナック My way
 (村上市天神岡)

会費 3,000円

ご夫婦での参加も大歓迎です。

参加希望の方は民商へご連絡をお願いします。

村上市で畑作をされている農家の皆さま 村上市畑作農業者肥料高騰対策 事業補助金

肥料価格高騰の影響を受けている畑作農家に
 対し、農業経営の維持・安定を図るための支援
 としての補助金

【畑作物等の例】野菜・麦・いも・豆・花き・球
 根・そば・果樹・茶など

対象者 令和5年1月1日から12月31日
 までの間に、出荷・販売を目的とし
 た畑作物等を10アール以上作付
 け・栽培している農家

補助額 10アールあたり2千円、
 上限50万円

申請期間 12月6日から1月17日まで

必要書類 申請書兼請求書、作物ごとの出荷・
 販売伝票の写し等

確定申告に向けてパンフレットを 今週から順次配布します

今年の申告に向けて『自主計算パンフレット』などの配布を今週から順次、会員さんにお届けします。消費税のしくみ、インボイス制度への対応、所得計算の仕方、書き方などが掲載されていますので活用しましょう。

一年間の売上・仕入・経費等の記帳をし、確定申告に間に合うよう今から準備をお願いします。

▼総収入金額となるもの

現金売上のほかに、売掛金、未収入金分、自家消費、雑収入などを計上します。

さらに、年内に販売をしたが、12月31日現在で受け取っていない代金を収入にプラスします。また、前年に販売して当年に受け取った代金をマイナスします。

▼必要経費となるもの

現金による仕入れ経費のほかに、買掛金、未払経費、前払経費などを計上します。

さらに、年内に購入したが、12月31日現在でまだ代金を支払っていない金額を経費にプラスします。また、前年に購入して当年に代金を支払った金額をマイナスします。

▼期末棚卸(在庫調べ)

年内に購入した商品、材料代などの中には、その年の経費にならないものがあります。その年の売上を得るために、実際に販売・消費した分の商品、材料代が経費になります。

▼家事関連費などの除外と自家消費

租税公課や水道光熱費、通信費、地代家賃、接待交際費などには、自宅分や事業に係らない支出が含まれている場合があります。この支出は必要経費から除く必要があります。自宅とお店や工場が一緒になっている場合は、使用割合などでその支出をあん分します。仕入れたものを自分で使うことを自家消費といい、その場合には仕入れ金額相当額を売上に計上します。